

令和4年6月17日

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

## 株式会社大平商会に対する損害賠償請求の訴えに係る 今後の手続について

株式会社大平商会に対する損害賠償請求の訴え（令和4年4月6日付けで訴え提起）について、令和4年6月27日（月）14時から「書面による準備手続」が佐賀地方裁判所武雄支部で行われることに決まりました。なお、本手続は非公開で行われます。

\* 書面による準備手続：両当事者が裁判所に出頭することなしに準備書面の提出等により争点等を整理する手続（民事訴訟法第175条～第178条）

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部総務課 TEL 0954-23-9315